

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会概要

1 はじめに

市では、平成 28 年 4 月に長野市民病院の地方独立行政法人化を予定している。

地方独立行政法人化後は、市が病院を直接経営しなくなるものの、地方独立行政法人法に基づき、病院の経営に関する認可・承認・財政的支援などが、市の役割となる。

市の役割を実行するに当たっては、地方独立行政法人法に基づき、医療・経営の専門的知識を有する者等で構成する評価委員会の意見を聴いたり、議会の議決を得たりしなければならないとされている。

市の役割	項目(条項)
・認可	中期計画(第 26 条第 1 項)、業務方法書(第 22 条第 1 項)、短期借入(第 41 条第 1 項)、重要財産処分(第 42 条の 2 第 2 項、第 44 条第 1 項)
・承認	財務諸表(第 34 条第 1 項)、剰余金の使途等(第 40 条第 3、4 項)
・財政的支援等	財産的基盤整備(第 6 条)、運営費負担金(第 85 条)

2 設置根拠

地方独立行政法人法第 11 条及び地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例(以下「条例」という。)

【地方独立行政法人法(抜粋)】

第 11 条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

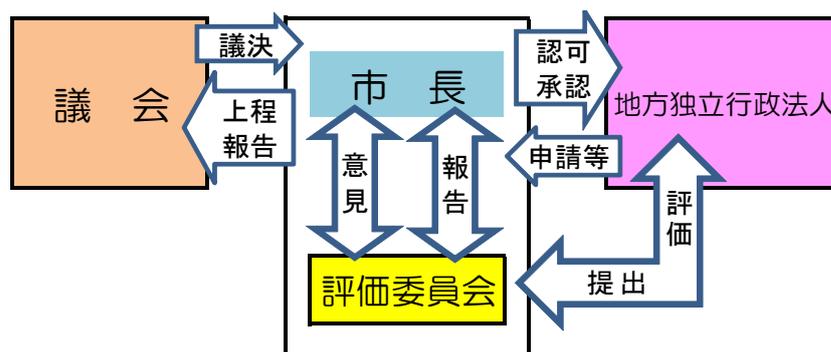
- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

3 役割(詳細は 6 業務内容を参照)

- (1) 地方独立行政法人の業務実績に関する評価
- (2) 市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見提示

【概念図】



4 組織 (条例第2条)

委員6人以内で構成

委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者及び市長が必要と認める者から市長が委嘱（医療関係者3人、経営関係者2人、市長が認める者1人）

5 委員の任期 (条例第3条)

委嘱の日から2年

6 業務内容

1 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の業務実績評価	時期	根拠条項
(1) 各事業年度における業務実績評価	毎年	第28条
①中期計画実施状況の調査・分析及び総合評定等		
②法人への評価結果の通知及び業務改善勧告等		
③評価結果通知及び勧告等の公表		
(2) 中期目標期間における業務実績評価	3～5 年毎	第30条 [第28条準用]
①中期目標達成状況の調査・分析及び総合評定等		
②法人への評価結果の通知及び業務改善勧告等		
③評価結果通知及び勧告等の公表		
2 市長が認可・承認等をする際の意見提示	時期	根拠条項
(1) 法人の業務方法書を市長が認可する際の意見	作成時	第22条第3項
(2) 中期目標の作成・変更の際の意見	3～5 年毎	第25条第3項
(3) 中期計画の作成・変更に対して市長が法人に認可する際の意見		又は 変更時
(4) 法人役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出	設立時 変更時	第56条第1項 [第49条準用]
(5) 中期目標期間終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	3～5 年毎	第31条第2項
(6) 市長による法人の財務諸表承認の際の意見	毎年	第34条第3項
(7) 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって市長が法人に承認する際の意見	必要時	第40条第5項
(8) 一定の積立金を次期中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が法人に承認する際の意見		
(9) 限度額を超えて短期借入をする場合及び短期借入の借換に当たって市長が法人に認可する際の意見		第41条第4項
(10) 重要な財産の処分等をするに当たって市長が法人に認可する際の意見		第42条の2 第44条第2項

7 スケジュール【案】（平成 27 年度予定）

	開催時期	内 容
第 1 回	5 月中旬	委員委嘱、中期目標(素案)など
第 2 回	8 月	中期目標(案)、中期計画(素案)、継承財産範囲など
第 3 回	11 月	中期計画(案)、継承財産範囲など
第 4 回	1 月	中期計画(案)、業務方法書など
⇒ 平成 28 年 4 月 1 日 地方独立行政法人長野市民病院 設立予定		

別途、長野市議会議員との意見交換会へのご出席をお願いする場合がございます。

【参 考】議会の関与

(1) 議決事項

項 目	条 項
地方独立行政法人の設立（定款）	第 7 条
定款の変更	第 8 条第 2 項
評価委員会設置条例	第11条
中期目標の作成及び変更	第25条第 3 項
条例で定める重要な財産の処分	第44条第 2 項
権利の承継（施行令第 9 条関係）	第66条第 1 項
公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画の作成・変更の認可	第83条第 3 項
地方独立行政法人の解散	第88条第 2 項

(2) 報告事項

項 目	条 項
各事業年度に係る業務の実績評価結果	第28条第 5 項
中期目標に係る事業報告書	第29条第 2 項
中期目標に係る業務の実績評価結果 （第28条第 5 項準用）	第30条第 3 項

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会運営要綱（案）

（目的）

第1 この要綱は、地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例（平成27年3月27日長野市条例第16号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人長野市民病院評価委員会の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会は、非公開とすることが適当であると認める場合は、非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第3 傍聴人が会議の進行を妨害するときは、委員長は、これを制止し、それに従わないときは、退場を命じることができる。

（意見の聴取等）

第4 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めるときは、委員会に諮って、条例第6条第4項の規定に基づき、議事に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の事務に関し、長野市議会福祉環境委員会の意見を聴く機会を設け、その意見を十分に斟酌^{しんしやく}して当該事務に当たるものとする。

（議事録等）

第5 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会は、非公開とすることが適当であると認めるものは、非公開とすることができる。

（補則）

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。